

2024年11月11日

北海道大学
総長 寶金清博 様

北海道大学教職員組合
執行委員長 清水池義治

団体交渉申入書

下記の要領にて団体交渉を申し入れますので、団体交渉に応諾いただけるかを速やかに返答の上、団体交渉に応諾いただける場合は開催方法等についての調整を本組合と調整開始願います。

なお団体交渉の開催を遅延させる行為、団体交渉への応諾を拒否する行為をはじめ、不誠実な交渉態度は、労働組合法に禁止される「不誠実団交」にあたるため、厳に慎むよう強く求めます。

記

1. 日時

本申入書提出日から2024年12月末日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く期間中において、労使双方が合意できる日時（概ね2時間程度）

2. 場所及び方法

労使双方で合意できる場所及び方法（札幌キャンパスで行う場合は札幌キャンパス以外の労働組合員がオンラインにて団体交渉に参加できるかの検討を含む）

3. 交渉事項

- (1) 労働分配率（人件費比率）を向上させること又は人件費支出をより増額させること、内部留保及び前中期目標期間繰越積立金を活用して雇用を増加させること
- (2) 正規教職員の給与水準を向上させること、地方キャンパスの給与水準を向上させること
- (3) 札幌地区の事務補助員の最高時給を「1,410円」とすること、これ以外の非常勤職員の給与も準じて増加させること、短時間勤務職員へ期末手当・勤勉手当を支給すること
- (4) 非常勤職員を無期雇用化すること、10年特例対象者の雇い止めの状況を労使間で確認すること
- (5) 障がい者雇用での合理的配慮に関する再通知を行うこと、いわゆる「業務創出・切り出し」を行うこと、障がい者の無期雇用化を進めること
- (6) テレワークでみなし労働時間制かフレックスタイム制を可能とすること
- (7) 時間外労働を減少させること、時間外労働の増減状況を労使間で確認すること

4. その他、団体交渉の実施にあたり要求すること

- ・本組合は総長が団体交渉に参加することを求めます。総長が参加しない場合は必ず、大学側の参加者が総長の委任を受けて参加していることを団体交渉の冒頭に表明することを求めます。
- ・交渉事項の詳しい内容及び根拠について、別紙にまとめています。団体交渉中に別紙の内容を全て読み上げることはいたしませんので、団体交渉に当たり、前もって別紙の内容を確認の上で交渉に応じることを求めます。
- ・団体交渉において労使間で建設的な議論・交渉を行う時間を確保するために、本組合が求める交渉事項や詳しい内容及び根拠を記した別紙に対する大学側の最初の回答及び根拠を、事前に要旨をまとめて交渉日の1週間前までに本組合に書類で回答することを求めます。若しくは、交渉日に回答する場合は「設定時間の4分の1以内の時間」あるいは「20分以内」の短い方の時間内でまず回答することとし、議論・交渉のための十分な時間を確保することを求めます。
- ・団体交渉の録音については次のとおり予め相互に了承してから行うことを求めます。
 1. 労使双方が録音を行うことを認める。
 2. 録音は交渉内容のメモとして行われ、録音の音声データを相手側の了承を得ることなく公表しない。ただし、労使のある一方が録音データを相手に事前に提示して団体交渉で相手側がある発言を行ったことを主張しても、相手がそのような発言はなかったと主張する場合のみ、その労使のある一方は団体交渉でそのような発言があったことを録音データの該当部分の公表により示すことができるものとする。

以上